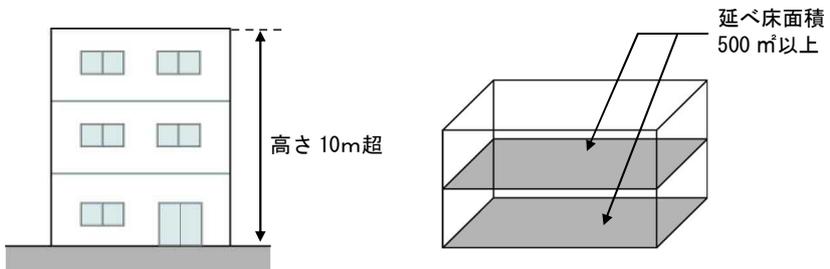
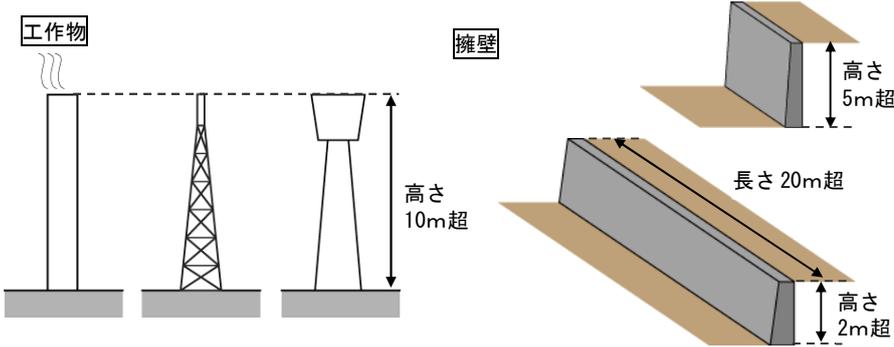
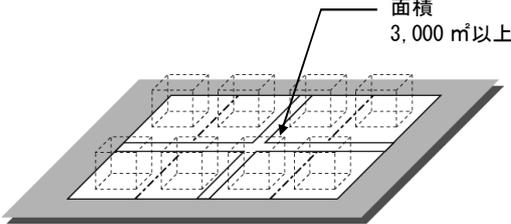
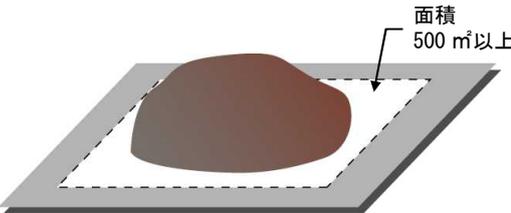


## IV 届出対象行為及び手続

### 1. 届出対象行為

景観法及び景観条例に基づく届出対象行為は、次のとおりです。

対象行為	対象規模
<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが10mを超えるもの又は延べ面積が500㎡以上の建築物</li> </ul> 
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>次に掲げる工作物のうち高さが10mを超えるもの（擁壁については、高さが5mを超えるもの又は高さが2mを超えるもので長さが20mを超えるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法施行令第138条（第1項第2号を除く）に規定するもの</li> <li>・ 鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> </ul> 
<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為に係る土地の区域の面積が3,000㎡以上のもの</li> </ul> 
<p>土石等の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石、廃棄物の堆積で、堆積の期間が60日を超え、かつ、その土地の区域の面積が500㎡以上のもの</li> </ul>  <p>※良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ないものその他の特別な理由があるものとして規則で定める行為を除く。</p>

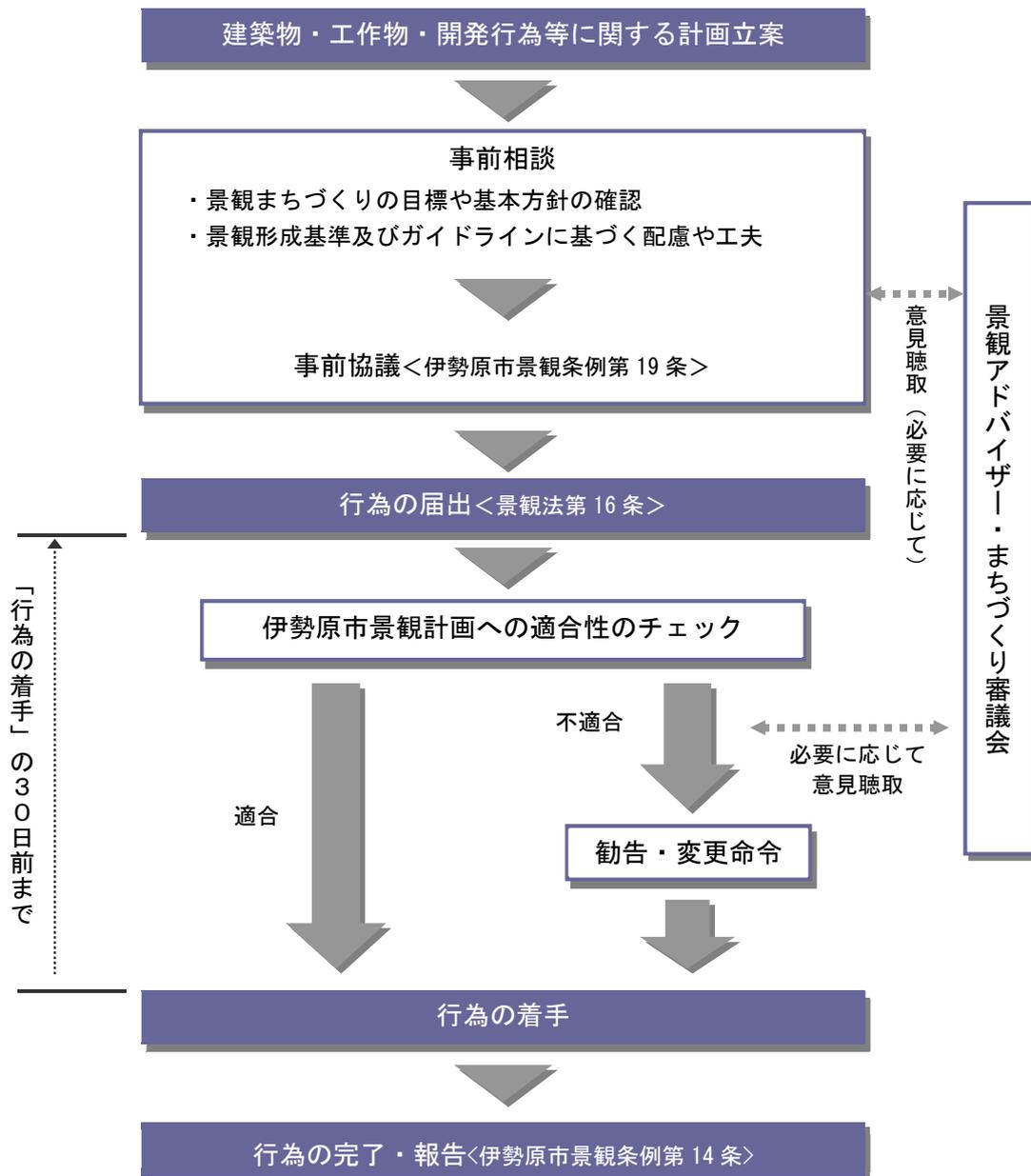
※届出対象行為の詳細については、景観条例の別表を参照してください。

※景観重点地区に指定された地区については、届出対象となる行為が別途定められることがあります。

## 2. 手続

### (1) 手続の流れ

景観法及び景観条例に基づく事前協議や届出に関する手続の流れは次のとおりです。



■ 図一 事前協議や届出に関する手続の流れ

## （２）チェックシートの活用

行為者自らが景観計画との適合性について、景観形成基準の項目別に確認することを目的として、チェックシートを活用してください。チェックシートは、景観法及び景観条例に基づく届出の手續に係る協議資料として提出してください。

チェックシートの作成を通じて、行為地が該当する「景観まちづくりの基本方針（本書 P2～7 参照）」を確認するとともに、「景観形成基準や景観ガイドラインの各項目（本書 P8～9 参照）」に基づき景観に配慮した具体的な内容について確認してください。

なお、届出対象でない行為についても、自主的な景観まちづくりを行うツールとして、チェックシートを有効に活用してください。

伊勢原市景観ガイドライン

基本編

Landscape Guidelines for Isehara City

発行年月 / 令和 6 年 3 月

発行 / 伊勢原市

編集 / 都市部 都市政策課

問合せ先 / 〒259-1188

神奈川県伊勢原市田中348番地

Tel : 0463-94-4711 (代表)

Fax : 0463-95-7614

E-mail : t-seisaku@isehara-city.jp

伊勢原市景観ガイドライン（基本編）における、色の表現については、印刷による再現のため、実際の色とは異なる場合があります。

やま



おか



ま



き



伊勢原市 都市部 都市政策課

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地

TEL.0463-94-4711 (代表)